

社会福祉法人土佐清風会役員及び評議員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人土佐清風会（以下「本会」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づく理事、監事、評議員の報酬及び評議員等に支給する費用弁償の額並びに支給に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、「役員及び評議員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 役員（理事、監事）
- (2) 評議員
- (3) 評議員選任・解任委員
- (4) 第三者委員

(報酬等の支給等)

第3条 本会の定款第21条の規定に基づき、理事及び監事に報酬を支給することができるが、その額については理事会が決定する。ただし、賞与及び退職慰労金は支給しない。なお、理事に職員が就任する場合は、報酬の支給は行わない。

2 理事長の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 非常勤の場合は、月額10万円とする。
- (2) 常勤の場合は、評議員会において報酬額及び支給の基準を決定するものとする。

3 理事が、原則として1日において2時間以上法人事務局で職務を行った場合は、従事時間数に1時間あたり2,500円を乗じた額を報酬額とする。

4 役員報酬の支給総額の限度額は、1会計年度において180万円以内とする。

5 監事が監査業務を行った場合は、監査業務を行った時間数に1時間当たり2,500円を乗じた額を報酬額とする。ただし、1会計年度の報酬の総額は25万円以内とする。

6 報酬は、その都度支給する。ただし、1か月分をまとめて支給することもできる。

7 評議員等が、本会の理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、各種委員会、地方自治体又は他団体等との打ち合わせ及び外部の会議に出席した場合には、報酬は支払わず、第4条の費用弁償の規定により支給する。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員が理事会又は評議員会へ出席したときは、別表1のとおりの日額を支給する。

2 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会へ出席したときは、別表1のとおりの日額を支給する。

3 第三者委員が入退所検討委員会及び苦情対策委員会等へ出席したときは、別表1のとおりの日額を支給する。

4 日額は、源泉徴収後の金額とする。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準を公表する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定めるものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(附則)

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

別表 1

(1) 費用弁償の金額

| 区分 | 日額 |
|------------|--------|
| 役員 | 5,000円 |
| 評議員 | 5,000円 |
| 評議員選任・解任委員 | 5,000円 |
| 第三者委員 | 2,500円 |